

綾瀬市バリアフリー推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市バリアフリー推進協議会の設置、組織、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 バリアフリー都市宣言に基づき、本市におけるバリアフリー推進事業の円滑な実施に向け、生活上の障壁を総合的に調査し、当該障壁を取り除くための審議及び建議をする体制を確立し、もってバリアフリーの実現を図るため、綾瀬市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) バリアフリー推進計画の策定に関すること。
- (2) バリアフリー推進事業の施策の評価に関すること。
- (3) その他バリアフリー推進に関し必要があると認める事項。

(組織及び構成員)

第4条 協議会の構成員（以下「委員」という。）は、別表のとおりとし、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、バリアフリー推進主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月20日から施行する。